



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

まもる

第7号 2025. 1

発行元 松江市権利擁護推進センター

TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330
Mail mamoru@shakyou-matsue.jp
〒690-0852 松江市千鳥町 70 番地
松江市総合福祉センター3階

本年もよろしく
お願いします

権利擁護支援のための地域連携ネットワークが広がっています！

去る令和6年11月30日(土)、松江市権利擁護推進センターの職員が令和6年度島根県介護人材資質向上事業研修会に講師として参加し、地域の権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の概要についてお話をさせていただきました。



この研修会は、権利擁護の推進のために成年後見制度の知識を習得し、在宅医療や地域福祉に貢献できる言語聴覚士の育成を目的として山陰言語聴覚士協会さんが主催されたもので、当日は会場・オンラインあわせておよそ30名の方が参加されました。

言語聴覚士のみなさんは、専門職として、日頃からご病気や障がいを抱えた方の最も身近なところでご本人の意思決定や権利行使を支える重要な役割を担っておられることもあり、当日は熱心にご質問をいただきました。

松江市権利擁護推進センターでは、これからも地域の権利擁護支援に関わるみなさんとの学びや交流の機会を大切にして、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」を大きく広げていきたいと考えています。

研修会に参加された方のコメント

- 成年後見制度の内容を知り、言語聴覚士として何ができるのかを考えるよい機会になりました。多職種との連携、家族支援、そして医師への適切な情報伝達が、患者様のその後に影響を及ぼすことを認識し、よりよい関わりをしていきたいと思っています。
- 今まで知らなかった権利擁護について学ぶことができてよかったです。権利擁護の知識は、在宅生活を考えるうえで言語聴覚士にも必要だと思いました。

主催者からのコメント

このたびの講演は、成年後見制度についての知識が不足する言語聴覚士会の会員にとって、大変よい内容のものでした。

今後は、もっと多くの会員にこのような研修会に参加してもらうことができるようにしていきたいと考えています。

今年度も松江市市民後見人等養成講座を開催しました！

昨年の8月から12月にかけて、令和6年度松江市市民後見人等養成講座を開催し、多くの市民のみなさまに受講していただきました。

8月から9月にかけて開催した「基礎編」は25名の方が修了され、11月から12月にかけて開催した「実務編」は19名の方が修了されました。



令和6年度 市民後見人等養成講座（実務編）の最終日に受講されたみなさん

〈実務編〉の修了後は、面談等を通じてみなさんの意向を確認したうえで、実務経験を積んでいただくために日常生活自立支援事業の生活支援員等として一定期間活動していただきます。その後は、市民後見人バンク（市民後見人候補者名簿）への登録を行います。

令和6年12月末時点で、市民後見人バンクには27名の方が登録されています。そして、そのうちの7名の方が、実際に市民後見人として選任され、活動しておられます。

市民後見人等養成講座の修了者数および市民後見人の選任状況（令和6年12月末時点）

〈基礎編〉修了者数	254 名
〈実務編〉修了者数	124 名
市民後見人バンク登録者数	27 名
現に市民後見人として活動している人	7 名



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクターまもるくん

ありがとう
ございます

近年講座への参加者が増えており
とても喜んでいます！

令和6年度 松江市市民後見人等養成講座の主なカリキュラム内容

今年度の松江市市民後見人等養成講座は、下記のようなカリキュラムを中心に実施しました。

基礎編

修了者数 **25 名**



日程	主な内容	講師
8/24(土)	成年後見制度とは？	法テラス島根法律事務所 加藤大介弁護士
	地域の権利擁護講座	松江市権利擁護推進センター
8/31(土)	高齢者の理解と支援制度	中央地域包括支援センター
	障がい福祉サービスについて	松江市障がい者福祉課
	意思決定支援ってなんだろう？	相談支援事業所ねくと 野々村所長
9/7(土)	知っておきたい！法律の基礎	法テラス島根法律事務所 加藤大介弁護士
	消費者被害(消費者トラブル)について	島根県消費者センター
	市民後見人ってなんだろう？	松江市権利擁護推進センター

受講生の声

Aさん より

講座を受講して、専門家ではない市民が後見人等になる意味を考えるよいきっかけとなりました。そして、ご本人に対して、市民としての「対等」な関係でい続けられるかというこちら側の姿勢と、本人支援のネットワークの一員として謙虚にチームに関わることの重要性が理解できました。



受講生の声

Tさん より

障がい者の理解や配慮のむずかしさがよくわかりました。また、根気強く本人を見守ることが大事だとわかりました。
今の自分も今後どうなるかわかりません。「地域共生社会」を実現するために、お互いの人格を尊重し、共に支えあっていく事が本当に大切だと思います。



実務編

修了者数 **19 名**



日程	主な内容	講師
11/2(土)	成年後見制度と任意後見契約	法テラス島根法律事務所 加藤大介弁護士
11/16(土)	(書式作成実習) 成年後見制度の申立手続き	法テラス島根法律事務所 加藤大介弁護士
11/23(土)	(書式作成実習) 家裁への定期報告と終了報告	松江市権利擁護推進センター
	当事者の声を聞く	日常生活自立支援事業 の利用者さん
12/7(土)	成年後見制度実務 Q&A	松江家庭裁判所
	現役市民後見人活動報告	現役の市民後見人さん

受講生の声

Kさん より

書式作成実習では、緊張感をもって実務に関する理解を深めることができました。
令和7年度からは裁判所への報告書式が一新されるとのことで、新しい情報に基づく実習をすることができたのはとてもありがたかったです。



受講生の声

Yさん より

日常生活自立支援事業を利用して支援を受けておられる当事者の方のお話を聞く時間があり、ご本人の「支援を受けて良かった」という言葉が心に残りました。
当事者の思いを受けとめ、信頼関係を築き、一緒に考えていける支援者になれるといいなと思います。



今年もたくさんの市民のみなさんのご参加をお待ちしております！

第4回「親族後見人さんのつどい」を開催しました！

去る12月12日(木)、松江市総合福祉センターにて第4回目の「親族後見人さんのつどい」を開催しました。このつどいは、市内で親族後見人を受任されている方や将来親族後見人の受任をお考えの方などを対象として、後見事務に関するお悩みごとなどについて自由に意見交換していただける場です。

当日は、親族後見人として活動される方のほか、ご親族の任意後見受任者となっておられる方など、4名の市民の方が参加されました。アドバイザーである法テラス島根法律事務所の加藤大介弁護士からは後見制度に関する話題を中心に親しみやすくわかりやすいお話もあり、参加者のみなさんも質問や意見交換をしながら楽しく充実したひとときを過ごされました。



和やかな雰囲気の中、意見交換も盛り上がりました



法テラスの加藤弁護士(左)と司法修習生の楠本さん

★★まつえ権利擁護サポーター養成講座を開催しています！★★



地域の「権利擁護支援」についてみんなでいっしょに学びませんか？

松江市権利擁護推進センターの職員等が**出前講座**をいたします！！

基本プラン

	カリキュラム内容	時間
1	地域の状況	10分
2	地域の権利擁護の一場面(ビデオ視聴)	20分
3	権利擁護ってなんだろう？	30分
4	権利擁護の必要な人をみんなで支えるしくみ	

追加プラン

	カリキュラム内容	時間
1	地域における権利擁護の実践報告	30分
2	成年後見制度について	30分
3	市民後見活動について	30分

ご要望に合わせて内容を変更できます！ご相談ください！

編集後記

新年明けましておめでとうございます。旧年中はたくさんの関係機関と市民のみなさまにご協力をいただきましてありがとうございました。

昨年7月、多くのみなさまにご支援いただき、当センターは開設3周年の節目を迎えることができました。松江市権利擁護推進センターは、今年もみなさまと一緒に、ご本人を中心に置いた地域の権利擁護のしくみづくりに努めてまいります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。(中村)

成年後見制度と権利擁護に関するご相談や出前講座のご依頼は下記までお気軽にお問い合わせください。

松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター

TEL : 0852-27-8389

Mail : mamoru@shakyou-matsue.jp

〒690-0852 松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター3階

